

筑西広域市町村圏事務組合総合計画策定支援業務委託

公募型プロポーザル

質問回答書

No	質問	回答
1	(様式 4-1 号) 下段に記載がある、企業に関する実績を示すものとして、テクリスを添付することと示されているが、登録義務対象外業務については、どのようにすればよいのでしょうか。	契約書の写し等、判断できるものであれば差し支えありません。
2	実施要項 P4 審査方法等(2) 審査基準に掲げられる 3 業務実施方針等を審査する様式はどちらになるか。また記載しきれない場合は、どのようにしたらよいのでしょうか。	様式 4-3 号となります。また、記載しきれない場合は、複数ページとなっても差し支えありません。
3	なぜ、前回の計画を策定以降、長く時間が空き、この度、新たに策定することとなったのでしょうか。	前回の計画策定は、平成 20(2008)年 3 月で、現在に至るまで、国による広域行政圏施策が大幅に改正されています。今後の広域連携による共同処理事業は、関係市町村の自主的な協議による判断に委ねられ、広域市町村圏計画策定について、義務付けがなくなったことから、当組合では、計画策定を組合規約から削除いたしました。しかしながら、人口減少など社会を取り巻く環境の変化が著しい現在、前回の計画を準用し、組合運営を進めていくのは、時代にそぐわなくなり、新たに組合としての方針を策定し、運営していくことが、今後の最善策と判断したことによるものです。